

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
32	ジメチルカルバモイル＝クロリド (79-44-7)	【96】 0.1%未満	ジメチルカルバミン酸クロリド、ジメチルカルバミルクロライド、ジメチルカルバミッククロリド	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2)	カーバメート系殺虫剤、染料、医薬品中間体
33	N, N-ジメチルニトロソアミン (62-75-9)	【97】 0.1%未満	N-ニトロソジメチルアミン	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2)	ロケット推進剤成分の製造中間体、有機アミンの反応副生物
34	1, 4, 7, 8-テトラミノアントラキノン (別名ジスパースブルー1) (2475-45-8)	【100】 0.1%未満		発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	染料
35	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (2425-06-1)	【101】 0.1%未満	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド、ダイホルタン、カプタフォル	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2) ACGIH: 0.1 mg/m ³ (経度ふ侵入の危険) ・皮ふ刺激	登録が失効した農薬
36	5-ニトロアセナフテン (602-87-9)	【104】 0.1%未満	1, 2-ジヒドロ-5-ニトロアセナフチレン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
37	2-ニトロプロパン (79-46-9)	【105】 0.1%未満	イソニトロプロパン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2) ACGIH: 10 ppm ・肝損傷; 肝がん	溶剤
38	パラフェニルアゾアニリン (60-09-3)	【106】 0.1%未満	4-アミノアゾベンゼン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
39	プロピレンイミン (75-55-8)	【111】 0.1%未満	2-メチルアジリジン、メチルエチレンイミン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2) ACGIH: 2 ppm (経度ふ侵入の危険) ・眼、皮ふおよび上部気道刺激 日本産衛学会: 2 ppm	
40	ヘキサメチルホスホリクトリアミド (680-31-9)	【114】 0.1%未満	ヘキサメチルリン酸トリアミド、リン酸トリス (ジメチルアミド)	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	溶剤
41	メタンスルホン酸メチル (66-27-3)	【117】 0.1%未満	メチルメシレート、メチルメタンスルホネート	発がん性 (IARC: 2A)	
42	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (97-56-3)	【118】 0.1%未満	ソルベントイエロー3	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
43	リン酸トリス (2, 3-ジブロモプロピル) (126-72-7)	【122】 0.1%未満	リン酸トリス (2, 3-ジブロモプロピル)、トリス (2, 3-ジブロモプロピル) ホスフェート	発がん性 (IARC: 2A)	プラスチック難燃剤、繊維合成

- ・ I A R C : 国際がん研究機関の発がん性分類
 - 1 : ヒトに対して発がん性がある
 - 2 A : ヒトに対しておそらく発がん性がある
 - 2 B : ヒトに対して発がん性の可能性がある
 - 3 : ヒトに対する発がん性について分類できない
- ・ G H S : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム
- ・ A C G I H : 米国産業衛生専門家会議の T L V
(ばく露限界値 : T W A)
- ・ 日本産衛学会 : 日本産業衛生学会の許容濃度
- ・ **【コード番号】** : 厚生労働大臣告示に示すコード (従来と異なるのでご注意願います。)

4. 報告書の書き方

記入上の注意

- (1) □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCIR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままにしてください。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りょうに記入してください。
- (4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合には、2枚目を使用してください。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入してください。
なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入をしないでください。
- (5) 氏名を記載し、押印するかわりに、署名することができます。

各項目の記入方法 (変更されました！)

①から⑫までは4頁の番号と一致しています。

- ①「事業の種類」は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入してください。
- ②「ばく露作業報告対象物の名称」は、3に掲げる報告を行う物(以下「ばく露作業報告対象物」という。)の名称を、③「コード」の欄は、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号)に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入してください。
- ③「対象物等の用途」は、ばく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物(以下「ばく露作業報告対象物等」という。)の用途ごとに、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。
- ④「ばく露作業の種類」は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業(以下「ばく露作業」という。)について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。ただし、コード30から49までに掲げるばく露作業の種類のうちいずれにも該当しない場合は、コード50に、具体的なばく露作業の種類を記入してください。
- ⑤「対象物等の名称」は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入してください。
なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物(以下「対象物含有製剤」という。)の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等をもとに、「めっき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入してください。
- ⑥「年間製造・取扱い量」は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、以下の1.から6.のうち該当する番号を記入してください。
なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。
(1. 500kg未満 2. 500kg以上1t未満 3. 1t以上10t未満 4. 10t以上100t未満 5. 100t以上1000t未満 6. 1000t以上)
- ⑦「作業1回当たりの製造・取扱い量」は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体は質量を、液体は体積を、気体は当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次に掲げるもののうち該当するものを記入してください。
なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合のばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。
「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中断し、又は終了するまでの間です。
(1. 1kg未満又は1l未満 2. 1kg以上1t未満又は1l以上1kl未満 3. 1t以上又は1kl以上)
- ⑧「対象物等の物理的性状」は、ばく露作業におけるばく露作業報告対象物等の物理的性状について、次の1.から6.のうち該当する番号を記入してください。
(1. ペレット状の固体 2. 結晶又は粒状の固体 3. 微細・軽量パウダー状の固体 4. 液体(練粉及び液状混合物を含む。) 5. 気体)
- ⑨「対象物等の温度」は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入してください。
(1. 摂氏0度未満 2. 摂氏0度以上25度未満 3. 摂氏25度以上50度未満 4. 摂氏50度以上100度未満 5. 摂氏100度以上150度未満 6. 摂氏150度以上)
- ⑩「1日当たりの作業時間」は、当該ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入してください。
(1. 15分/日未満 2. 15分/日以上30分/日未満 3. 30分/日以上1時間/日未満 4. 1時間/日以上3時間/日未満 5. 3時間/日以上5時間/日未満 6. 5時間/日以上)
- ⑪「ばく露作業従事者数」は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次の1.から4.のうち該当する番号を記入してください。
(1. 5人未満 2. 5人以上10人以下 3. 11人以上20人以下 4. 21人以上)
- ⑫「発散抑制措置の状況」は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、以下の1.から4.までのいずれにも該当しない場合は、5.とし、具体的な発散抑制措置の状況を記入してください。なお、2.以上に該当する場合は、その番号が小さいものから順に2つ選択してください。
(1. 密閉化設備の設置 2. 局所排気装置の設置 3. プッシュプル型換気装置の設置 4. 全体換気装置の設置 5. その他)
(注意) 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、④から⑫まで(⑥及び⑪を除く。)に規定する報告事項に関するいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入してください。

8 2 0 0 1

有害物ばく露作業報告書

□□/□□

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	事業場の名称	□□□□□□□□□□□□□□□□
事業の種類	□□□□□□□□□□□□□□□□	事業場の所在地	郵便番号() 電話()

ばく露作業報告対象物の名称	名称	コード	□□□□	対象年	(平成 □□ □□)
---------------	----	-----	------	-----	--------------

対象物等の用途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・取扱量	作業1回当たりの発生・取扱量	対象物等の物理的性状	対象物等の温度	1日当たりの作業時間	ばく露作業従事者数	発散抑制措置の状況 (右に括弧で記入する。)
1	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
2	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
3	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
4	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
5	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
6	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
7	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()
8	□□	50の場合は具体的に()	□□	□□	□□	□□	□□	□□	50の場合は具体的に()

③

④

年 月 日

事業者職氏名

印

受付印

労働基準監督署長殿

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

別表: 1

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含む製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用(コード11に掲げるものを除く。)
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表: 2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻(か)き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填(てん)又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払(は)き、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪(かく)拌(はん)、混練又は加熱の作業
50	その他

5. Q&A

問1 報告対象化学物質にばく露するおそれがないと考えられる場合に報告する必要がありますか？

(答)原則としてすべからず報告する必要があります。有害物ばく露作業報告は、労働安全衛生規則第95条の6に基づき、報告対象化学物質等を年間500kg以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされています。しかし、実際には短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、何らかのばく露があるため、報告が必要です。

問2 報告書様式の何が変更されたのですか？

(答)報告項目と報告対象期間が見直されました。

報告項目は、2項目(「作業1回当たりの製造・取扱量」、「1日当たりの作業時間」)が追加され、4項目(「製剤等の製造量又は消費量」、「含有率」、「月当たりのばく露作業への従事時間」、「保護具の使用状況」)が削除されました。

報告対象期間は、年末の対象物質名告示から「その前年度の作業」報告(遡及報告)であった方式が、「その翌年の1年間の作業」報告方式に変わりました。すなわち、事業者の方があらかじめ対象物質であることを確認した上で、作業記録等を取り、これに基づいて報告します。これに伴い、「報告対象期間」の記載が「年度」から「年」になりました。

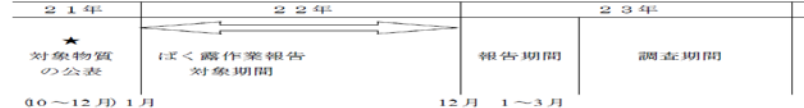
例)平成21年末に告示した対象物質名について、平成22年1月1日から同年12月31日までの1年間に行われた作業を報告します。

(参考)

○ 前回(21年度版)報告スケジュール



○ 次回(22年版)報告スケジュール



問3 「作業1回当たりの製造・取扱量」(4頁の⑥)の作業1回当たりとはどういったものですか？

(答)「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。例えば、ある作業Aが60分連続して行われ、その後、理由にかかわらず、①休憩又は②作業Aが含まれる「ばく露作業の種類」と異なる「ばく露作業の種類」に含まれる作業Bを行うこと等により作業Aを中断又は終了する場合には、当初作業A(60分の作業)を指します。

問4 今回から新たな様式に変更していますが、前回までの様式は使用できますか？

(答)今までの旧報告書様式は使用できません。今回から新たな様式で報告してください。

問5 今回の報告書様式は、ばく露推定モデルとして活用できるのですか？

(答)この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。

*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性/飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

問6 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか？

(答)まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

問7 同じ作業であっても、作業や製品(ロット)ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変わる場合、「作業1回あたりの製造・取扱量」はどのように算出すればよいですか？

(答)「作業1回あたりの製造・取扱量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱量」で算出します。作業や製品(ロット)ごとに、含有率や取扱量が変わる場合には、これら作業の中で、算出された最大の対象化学物質の量を報告してください。

問8 表示やMSDSに記載された対象化学物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか？

(答)含有率に差がある場合は、その平均値を用いて算出してください。

問9 対象化学物質の重合体(ポリマー)は報告が必要ですか？

(答)必要ありません。ただし、重合体(ポリマー)の製品中对象化学物質の単量体が0.1%以上含まれる場合には、報告が必要です。

問10 対象化学物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか？

(答)対象期間における製造又は取扱量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問11 対象化学物質の輸送の場合は報告が必要ですか？

(答)必要です。輸送の過程で、漏えいによってばく露の可能性があるので。

問12 対象化学物質が工場プラント内で密閉化された状態で化学反応が進む場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告が必要ですか？

(答)不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業の場合は、報告が必要です。

問13 工場設備にリフラクトリーセラミックファイバーが使われている場合に、報告が必要ですか？

(答)リフラクトリーセラミックファイバーが使用されていることのみにおいては報告の必要はありません。ただし窯炉の分解、廃棄物処理などのばく露作業がある場合には、報告が必要です。

問14 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っているのですが、報告の必要がありますか？

(答)それぞれ、成分として対象物質が入っている場合には、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者から報告が必要です。ただし、農業経営者が農薬を使用する場合は、不要です。

問15 報告した情報はどのように利用されるのですか？

(答)労働者の健康被害を防止するための化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。

問16 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか？

(答) 報告した事業者 個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることはありません。事業者から照会があった場合には、可能な範囲で回答いたします。

問17 医療機関において、一酸化二窒素を麻酔用に使用したり、グルタルアルデヒドを医療器具の殺菌消毒に使用している場合にも報告が必要ですか？

(答) たとえ医療機関における医療のための使用であっても、一酸化二窒素やグルタルアルデヒドなどの対象化学物質の年間の取扱量が500kgを超える場合には、報告が必要です。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。また、有害物ばく露作業報告書(様式21号の7)は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。

なお、このパンフレットは厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>)からも参照いただけます。